

安 全 管 理 規 程

大島汽船株式会社

安全管理規程

平成 18 年 12 月 21 日

目次

第 1 章 総 則	1
第 2 章 経営トップの責務	3
第 3 章 安全管理の組織	4
第 4 章 安全統括管理者及び運航管理者等の選解任並びに代行の指名	4
第 5 章 安全統括管理者及び運航管理補助者の勤務体制	5
第 6 章 安全統括管理者及び運航管理者等の職務及び権限	5
第 7 章 安全管理規程の変更	6
第 8 章 運航計画、配船計画及び配船計画	7
第 9 章 運航の可否判断	7
第 10 章 運航に必要な情報の収集及び伝達	8
第 11 章 輸送に伴う作業の安全の確保	9
第 12 章 輸送施設の点検整備	10
第 13 章 海難その他の事故処理	11
第 14 章 安全に関する教育、訓練及び内部監査等	12
第 15 章 雜 則	13

(安全管理規程)

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、経営トップが定める明確な安全方針に基づき、社内に安全最優先意識の徹底を図り、全従業員がこれを徹底して実行すべく、当社の使用する旅客船及び交通船(以下「船舶」という。)の業務(付随する業務を含む。以下同じ。)を安全、適正かつ円滑に処理するための責任体制及び業務実施の基準を明確にし、もって全社一丸となって輸送の安全を確保することを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この規程における用語の意義は、次表に定めるところによる。

番号	用語	意義
(1)	安全マネジメント態勢	経営トップにより、社内で行われる安全管理が、あるべき手順及び方法に沿って確立され、実施され、維持される状態
(2)	経営トップ	事業者において最高位で指揮し、管理する個人又はグループ
(3)	安全方針	経営トップがリーダーシップを発揮して主体的に関与し設定された輸送の安全を確保するための会社全体の意図及び方向性
(4)	安全上点施策	安全方針に沿って追求し、達成を目指すための具体的施策
(5)	安全統括管理者	経営トップの中から選出した、輸送の安全を確保するための管理業務を統括する者
(6)	運航管理者	船長の職務権限に属する事項以外の船舶の運航の管理に関する統轄責任者
(7)	運航管理補助者	運航管理者の職務を補佐する者(営業所に勤務する場合は運航管理者の職務の一部を分掌する。)
(8)	運航管理者代行	運航管理者が職務を執行できないとき、その職務を代行する者
(9)	陸上作業員	陸上において、旅客の整理、誘導等の作業に従事する者
(10)	船内作業員	船舶上において、旅客の整理、誘導等の作業に従事する者
(11)	運航計画	起終点、寄港地、航行経路、航海速力、運航回数、発着時刻、運航の時季等に関する計画

(12)	配船計画	運航計画を実施するための船舶の特定、当該船舶の回航及び入渠、予備船の投入等に関する計画
(13)	配乗計画	乗組員の編成及びその勤務割に関する計画
(14)	発航	現在の停泊場所を解らんして、次の目的地への航海を開始すること
(15)	基準航行	基準経路を基準速力により航行すること
(16)	港内	港則法に定める港の区域内（港則法に定めない港については港湾法に定める港湾区域内、港則法又は港湾法に定めない港については社会通念上港として認められる区域内）ただし、港域を除く
(17)	入港	港の区域内、港湾区域内等において狭水路、閑門等を通して防波堤等の内部へ侵攻すること
(18)	運航	「発航」「基準経路及び基準速力による航行の継続」又は「入港・着岸」を行うこと
(19)	反転	目的港への運航継続を中止し、発航港へ引き返すこと
(20)	気象・海象	風速（10分間の平均風速）、視程（目標を認めることができる最大の距離。ただし、視程が方向によって異なるときはその中の最小限をとる。）及び波高（隣り合った波の峰と谷との鉛直距離）
(21)	運航基準図	航路経路（起終点、寄港地、針路、変針点等）、標準運航時刻、航海速力、船長が甲板上の指揮をとるべき区間、その他航行の安全を確保するために必要な事項を記載した図面
(22)	船舶上	船舶の舷側より内側。ただし、舷てい、歩み板等船舶側から架設されたものがある場合はその先端までを含む
(23)	陸上	船舶上以外の場所。ただし、陸上施設の区域内に限る
(24)	危険物	危険物船舶運送及び貯蔵規則第2条に定める危険物
(25)	陸上施設	岸壁（防舷施設を含む）、旅客待合室等船舶の係留、旅客船の乗降等の用に供する施設

（運航基準、作業基準、事故処理基準及び地震防災対策基準）

第3条 この規程の実施を図るため、運航基準、作業基準、事故処理基準及び地震防災対策基準を定める。

- 2 船舶の運航については、この規定及び運航基準に定めるところによる。
- 3 旅客の乗下船、船舶の利着岸等に係る作業方法、危険物の取扱、旅客への遵守事項の周知等については、この規程及び作業基準に定めるところによる。

- 4 事故発生時の非常連絡の方法、事故処理組織、その他事故の処理に必要な事項については、この規定及び事故処理基準に定めるところによる。
- 5 地震が発生した場合は又は津波警報等が発せられた場合には、地震防災対策基準の定めるところにより、地震防災対策を実施するものとする。

第2章 経営トップの責務

(経営トップの主体的関与)

第4条 船舶による輸送の安全確保のため、経営トップは次に掲げる事項について主体的に関与し、当社全体の安全マネジメント態勢を適切に運営する

- (1) 関係法令及び社内規程の遵守と安全最優先の原則の徹底
- (2) 安全方針の設定
- (3) 安全重点施策の策定及び確実な実行
- (4) 重大な事故等に対する確実な対応
- (5) 安全マネジメント態勢を確立し、実施し、維持するために、かつ、輸送の安全を確保するために必要な要員、情報、輸送施設等を確実に使用できるようにすること。
- (6) 安全マネジメント態勢の見直し

(経営トップの責務)

第5条 経営トップは、確固たる安全マネジメント態勢の実現を図るために、その責務を的確に果たすべく、次条以下に掲げる内容について、確実に実施する。

2 経営トップは、事業の輸送の安全を確保するための管理業務の実施範囲を明らかにする
(安全方針)

第6条 経営トップは、安全管理にかかわる当社の全体的な意図及び方向性を明確に示した安全方針を設定し、当社内部へ周知する。

2 安全方針には輸送の安全確保を的確に図るために、次の事項を明記する。

- (1) 関係法令及び社内規程の遵守と安全最優先の原則
- (2) 安全マネジメント態勢の継続的改善

3 安全方針は、その内容について効果的・具体的な実現を図るために、経営トップの率先垂範により、周知を容易かつ効果的に行う。

4 安全方針は、必要に応じて見直しを行う。

(安全重点施策)

第7条 安全方針に沿って、具体的な施策を実現するため、安全重点施策を策定し実施する

- 2 安全重点施策は、それを必要とする部門や組織の階層グループがそれぞれ策定し、その達成度が把握できるような実践的かつ具体的なものとする。
- 3 安全重点施策は、これを実施するための責任者、手段、日程等を含むものとする。
- 4 安全重点施策を毎年、進捗状況を把握するなどして見直しを行う。

第3章 安全管理の組織

(安全管理の組織)

第8条 この規程の目的を達成するため、次のとおり安全統括管理者、運航管理者及び運航管理補助者を置く。

- | | | |
|------------|---------|----|
| (1) 本店 | 安全統括管理者 | 1名 |
| | 運航管理補助者 | 1名 |
| (2) 気仙沼営業所 | 運航管理者 | 1名 |
| | 運航管理補助者 | 2名 |

2 本店及び気仙沼営業所の担当する区域は次のとおりとする。

- | | |
|------------|-----------|
| (1) 本店 | 航路全域 |
| (2) 気仙沼営業所 | 気仙沼観光桟橋区域 |

第4章 安全統括管理者及び運航管理者等の選解任並びに代行の指名

(安全統括管理者の選任)

第9条 社長は、経営トップに位置づけられ、海上運送法施行規則第7条の2の2に規定された要件に該当する者の中から安全統括管理者を選任する。

(運航管理者の選任)

第10条 経営トップは、安全統括管理者の意見を聴いて海上運送法施行規則第7条の2の3に規定された要件に該当する者の中から運航管理者を選任する。

(安全統括管理者及び運航管理者の解任)

第11条 経営トップは、安全統括管理者又は運航管理者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該安全統括管理者又は運航管理者を解任するものとする。

- (1) 国土交通大臣の解任命令が出されたとき。
- (2) 身体の故障その他やむを得ない事由により職務を引き続行うことが困難になったとき。
- (3) 安全管理規程に違反することにより、安全統括管理者又は運航管理者がその職務を引き続行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

(運航管理補助者の選任及び解任)

第12条 経営トップは、安全統括管理者及び運航管理者の推薦により運航管理補助者を選任する。

2 経営トップは、安全統括管理者及び運航管理者の意見を聴いて運航管理補助者を解任する。

(運航管理者の代行の指名)

第13条 運航管理者は、本店又は気仙沼営業所の運航管理補助者の中から運航管理者代行を指名しておくものとする。

2 前項の場合において、運航管理者は2人以上の者を順位を付して指名することができる。

第5章 安全統括管理者及び運航管理者等の勤務体制

(安全統括管理者の勤務体制)

第14条 安全統括管理者は、常時連絡できる体制になければならない。

2 安全統括管理者がその職務を執ることができないときは経営トップが職務を執るものとする。

(運航管理者の勤務体制)

第15条 運航管理者は、船舶が就航している間は、原則として気仙沼営業所に勤務するものとし、船舶就航中に現場を離れるときは運航管理補助者と常時連絡できる体制になければならない。

2 運航管理者は、前項の連絡の不能その他の理由により、その職務を執ることが出来ないと認めるときは、あらかじめ運航管理者代行にその職務を引き継いでおくものとする。ただし、引き継ぎ前に運航管理者と本店又は気仙沼営業所の運航管理補助者との連絡が不能になったときは連絡が取れるまでの間、運航管理者代行が自動的に運航管理者の職務を執るものとする。

(運航管理補助者の勤務体制)

第16条 運航管理補助者は、自己の勤務する営業所の管理する区域内に船舶が就航する間は、原則として当該営業所に勤務するものとする。

2 勤務中、やむを得ず職場を離れる等その職務を執ることができないと認めるときは、あらかじめその旨を運航管理者に連絡しなければならない。

第6章 安全統括管理者及び運航管理者等の職務及び権限

(安全統括管理者の職務及び権限)

第17条 安全統括管理者の職務及び権限は、次のとおりとする。

(1) 安全マネジメント態勢に必要な手順及び方法を確立し、実施し、維持すること。

(2) 安全マネジメント態勢の課題又は問題点を把握するために、安全重点施策の進捗状況、情報伝達及びコミュニケーションの確保、事故等に関する報告、是正措置及び予防措置の実施状況等、安全マネジメント態勢の実施状況及び改善の必要性の有無を経営トップへ報告し、記録すること。

(3) 関係法令の遵守と安全最優先の原則を当社内部へ徹底するとともに、安全管理規程の遵守を確実にすること。

(運航管理者の職務及び権限)

第18条 運航管理者の職務及び権限は次のとおりとする。

- (1) この規程の次章以下に定める職務を行うほか、船長の職務権限に属する事項を除き、船舶の運航の管理及び輸送の安全に関する業務全般を統轄し、安全管理規程の遵守を確実にしてその実施を図ること。
- (2) 船舶運航に関し、船長と協力して輸送の安全を図ること。
- (3) 運航管理補助者を指揮監督すること。

2 運航管理者の職務及び権限は、法令に定める船長の職務及び権限を侵し、又はその責任を軽減するものではない。

(運航管理補助者の職務)

第19条 運航管理補助者は運航管理者を補助し、運航管理者がその職務を執行できないときは第13条第2項の順位に従いその職務を代行するものとする。

2 運航管理補助者は、自己の勤務する営業所の管理する区域内にある船舶の運航管理に関して、運航管理者を補佐するとともに運航管理者の指揮を受けて次の事項を実施するものとする。

- (1) 陸上における危険物その他の旅客の安全を害するおそれのある物品の取扱に関する作業の指揮監督
- (2) 陸上における旅客の乗下船及び船舶の離着岸の際における作業の指揮監督、並びに船舶上におけるこれらの作業に関する船長への助言
- (3) 陸上施設の点検及び整備
- (4) 乗船待ちの旅客に対する遵守事項等の周知

第7章 安全管理規程の変更

(安全管理規程の変更)

第20条 安全統括管理者又は運航管理者は、それぞれの職務に関し、関係法令の改正、社内組織又は使用船舶の変更、航路の新設又は廃止等、この規程の内容に係わる事項に常に留意し、当該事項に変更が生じたときは船長の意見を聴取したうえ、遅滞なく規程の変更の発議をしなければならない。

2 経営トップは、前項の発議があったときは、関係責任者の意見を参考として規程の変更を決定する。

第8章 運航計画、配船計画及び配乗計画

(運航計画及び配船計画の作成及び改定)

第21条 運航計画又は配船計画を作成又は改定する場合は、運航管理者は使用船舶の性能、使用港の港勢、航路の交通状況及び自然的性質等についてその安全性を検討するものとする。

(配乗計画の作成及び改定)

第22条 配乗計画を作成又は改定する場合は、運航管理者は法定職員並びに法定職員以外の乗組員及び予備員が適正に確保されているか、乗組員が過労になることはないか、航路に精通した船舶職員が乗り組むことになっているか等について、その安全性を検討するものとする。

(運航計画、配船計画及び配乗計画の臨時変更)

第23条 運航計画、配船計画又は配乗計画を臨時に変更する必要がある場合は、前2条に準じ運航管理者がその安全性を検討するものとする。

2 船舶、陸上施設又は港湾の状況が船舶の運航に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合は、船長及び運航管理者は、協議により運航休止、寄港地変更等の運航計画又は配乗計画の臨時変更の措置をとらなければならない。

第9章 運航可否判断

(運航の可否判断)

第24条 船長は、適時、運航の可否判断を行い、気象・海象一定の条件に達したと認めるとき又は達するおそれがあると認めるときは、運航中止の措置をとらなければならない。

2 船長は、発航の中止に係る判断が困難であると認めるときは、運航管理者と協議するものとする。

3 運航管理者は、台風等の荒天時において、船長からの求めがある場合には、第29条各事項の情報提供を行うとともに、必要に応じ、避航や錨泊による運航中止の措置に関する助言等適切な援助に努めるものとする。

4 第二項の協議において両者の意見が異なるときは、運航を中止しなければならない。

前項の協議において両者の意見が異なるときは、運航を中止しなければならない。

5 船長は、運航中止の措置を取ったときは、速やかに、その旨を運航管理者に連絡しなければならない。

6 運航管理者は、船長が運航中止の措置又は運航の継続措置をとったときは、速やかに、その旨を安全統括管理者へ連絡しなければならない。

7 運航中止の措置をとるべき気象・海象の条件及び運航中止の後に船長がとるべき措置については、運航基準に定めるところによる。

(運航管理者の指示)

第25条 運航管理者は、運航管理基準の定めるところにより運航が中止されるべきであると判断した場合において、船長から運航を中止する旨の連絡がないとき又は、運航する旨の連絡を受けたときは、船長に対して運航の中止を指示するとともに、安全統括管理者へ連絡しなければならない。

2 運航管理者は、いかなる場合においても船長に対して発航、基準航行の継続又は入港を促し若しくは指示してはならない。

(経営トップ又は安全統括管理者の指示)

第26条 経営トップ又は安全統括管理者は、濃霧注意報の発令など運航基準の定めるところにより運航が中止されるおそれがある情報を入手した場合、直ちに、運航管理者へ運航の可否判断を促さなければならない。

2 経営トップ又は安全統括管理者は、運航管理者から船舶運航を中止する旨の連絡があった場合、それに反する指示をしてはならない。

3 経営トップ又は安全統括管理者は、船長が運航可否判断を行い、運航を継続する旨の連絡が（運航管理者を経由して）あった場合は、その理由を求めなければならない。理由が適切と認められない場合は、運航中止を指示しなければならない。

(運航管理者の援助処置)

第27条 運航管理者は、船長から臨時寄港する旨の連絡を受けたときは、当該寄港地における使用岸壁の手配等適切な援助を行うものとする。

(運航の可否判断等の記録)

第28条 運航管理者及び船長は、運航中止基準にかかる情報、運航の可否判断、運航中止の措置及び協議の結果等を記録しなければならない。

第10章 運航に必要な情報の収集および伝達

(運航管理者の措置)

第29条 運航管理者は、次に掲げる事項を把握し、(4) 及び (5) については必ず、その他の事項については必要に応じ船長に連絡するのもとする。

- (1) 気象・海象に関する情報
- (2) 港内事情、航路の自然的性質
- (3) 陸上施設の状況
- (4) 水路通報、港長公示等官公庁の発する運航情報
- (5) 乗船した旅客数
- (6) 乗船待ち旅客数
- (7) 船舶の動静
- (8) その他、航行の安全の確保ために必要な事項

(船長の措置)

第30条 船長は、次に掲げる場合には必ず運航管理者に連絡しなければならない。

- (1) 発航前検査（点検）を終え出港するとき
 - (2) 運航基準に定められた地点に達したとき
 - (3) 入港したとき
 - (4) 事故処理基準に定める事故が発生したとき
 - (5) 運航計画又は航行の完全に係わりを有する船体、機関、設備等の修理又は整備を必要とする事態が生じたとき
- 2 船長は、次に掲げる事項の把握に努め、必要に応じ運航管理者に連絡するものとする。
- (1) 気象・海象に関する情報
 - (2) 航行中の水路の状況

(運航基準図)

第31条 運航管理者は、船長と協議して運航基準図を各航路及び各船舶ごとに作成し、各船舶及び営業所に備え付けなければならない。

2 運航基準図に記載すべき事項は運航基準に定めるところによる。

第11章 輸送に伴う作業の安全の確保

(危険物の取扱い)

第32条 危険物その他の旅客の安全を害するおそれのある物品の取扱は、法令及び作業基準に定めるところによる。

(旅客の乗下船)

第33条 旅客の乗船及び下船並びに船舶の離着岸の作業については、作業基準に定めるところによる。

(発航前点検)

第34条 船長は、発航前に船舶が航海に支障がないかどうか、その他航海に必要な準備が整っているかどうか等を点検しなければならない。

(船内巡視)

第35条 船長は、離岸後すみやかに乗組員に対して旅客室その他必要と認める場所を点検させ、法令及び運送約款に定める旅客等が遵守すべき事項の順守状況その他異常の有無を確認させなければならない。

2 船内巡視員は、異常を発見したときは、船長の指示を受けて所要の措置を講じなければならない。ただし、急を要する場合であって船長の指示を受ける時間的余裕がないときは、適切な措置を講ずるとともに、速やかに船長に報告するものとする。

3 船内巡視は、異常の有無を船長に報告するものとする。なお、巡視結果については船内巡視記録簿に記載するものとする。

(旅客等の遵守すべき事項等の周知)

第36条 運航管理者及び船長は、法令及び作業基準に定めるところにより、陸上及び船内において旅客等の遵守すべき事項及び注意すべき事項の周知徹底を図らなければならない。

第36条 運航管理者及び船長は、法令及び作業基準に定めるところにより、陸上及び船内において旅客等の遵守すべき事項及び注意すべき事項の周知徹底を図らなければならない。

(飲酒等の禁止)

第37条 安全統括管理者は、アルコール検知器を用いたアルコール検査体制を構築しなければならない。

2 乗組員は、飲酒等の後、正常な当直業務ができるようになるまでの間及びいかなる場合も呼気1リットル中のアルコール濃度が0.15mg以上である間は、当直を実施させてはならない。

第12章 輸送施設の点検整備

(船舶検査結果の確認)

第38条 運航管理者は、船舶が法令で定める船舶検査を受検したときは、当該検査の結果を確認しておくものとする。

(船舶の点検整備)

第39条 船長は、船体、機関、諸設備、諸装置等について、点検簿を作成し、それに従って、原則として運航する日に1回以上点検を実施するものとする。ただし、当日、発航前点検を実施した事項については点検を省略することができる。

2 船長は、事前の点検中、異常を発見したときは、直ちにその概要を運航管理者に報告するとともに、修復整備の措置を講じなければならない。

(陸上施設の点検整備)

第40条 運航管理者は、陸上施設点検簿に基づいて、月1回以上、係留施設（浮き桟橋、岸壁、ピット、防舷材等）、乗降施設（タラップ、歩み板等）、転落防止施設（ハンドルレール、チェーン等）等について点検し、異常のある箇所を発見したときは、直ちに、その修復整備の措置を講じなければならない。

なお、当該施設が港湾管理者その他の者の管理に属するものである場合は、当該施設の管理者に通知して、その修復整備を求めるものとする。

第13章 海難その他の事故の処理

(事故処理にあたっての基本的態度)

第41条 事故処理にあたっては、次に掲げる基本的態度で臨むものとする。

- (1) 人命の安全の確保を最優先とすること。
- (2) 事態を楽観視せず常に最悪の事態を念頭におき措置を講ずること。
- (3) 事故処理業務は、すべての業務に優先して実施すること。
- (4) 船長の対策措置に関する判断を尊重すること。
- (5) 陸上作業員は、陸上でとりうるあらゆる措置を講ずること。

(船長はとるべき措置)

第42条 船長は、自船に事故が発生したときは、人命の安全確保のための万全の措置、自己の拡大防止のための措置、旅客の不安を除去するための措置等必要な措置を講ずるとともに、事故処理基準に定めるところにより、事故の状況及び講じた措置を速やかに運航管理者及び海上保安署等に連絡しなければならない。この場合において措置への助言を求めて援助を必要とするか否かの連絡を行わなければならない。

2 船長は、自船が重大かつ急迫の危険に陥った場合は又は陥るおそれがある場合は、直ちに遭難通信（遭難信号）又は緊急通信を発しなければならない。

(運航管理者のとるべき措置)

第43条 運航管理者は、船長からの連絡等によって事故の発生を知ったとき又は船舶の動静を把握できないときは、事故処理基準に定めるところにより必要な措置をとるとともに、安全統括管理者へ速報しなければならない。

(経営トップ及び安全統括者のとるべき措置)

第44条 安全統括管理者は、運航管理者からの連絡によって事故の発生を知ったときは、事故処理基準に定めるところにより必要な措置をとるとともに、経営トップへ速報しなければならない。

2 経営トップ及び安全統括管理者は、事故の状況、被害規模等を把握・分析し、適切に対応措置を講じなければならない。

(事故の処理)

第45条 事故の処理は、事故処理基準に定める事故処理組織により行うものとする。

(通信の優先処理)

第46条 事故関係の通信は、最優先させ、迅速かつ確実に処理されなければならない。

(関係官署へ報告)

第47条 運航管理者は、事故の発生を知ったときは、速やかに関係運輸局及び海上保安署等にその概要及び事故処理の状況を報告し助言を求めなければならない。

(事故の原因等の調査)

第48条 安全統括管理者及び運航管理者は、それぞれの職務に応じ、事故の原因及び事故処理の適否を調査し、事故の再発の防止及び事故処理の改善を図るものとする。

第14章 安全に関する教育、訓練及び内部監査等

(安全教育)

第49条 安全統括管理者及び運航管理者は、運航管理補助者、陸上作業員、乗組員、安全管理に従事する者、内部監査を担当する者に対し、安全管理規程（運航基準、作業基準、事故処理基準及び地震防災対策基準を含む。）船員法及び海上衝突予防法等の関係法令その他輸送の安全を確保するために必要と認められる事項について理解しやすい具体的な安全教育を定期的に実施し、その周知徹底を図らなければならない。

- 2 運航管理者は、航路の状況及び海難その他の事故及びインシデント（事故等の損害を伴わない危険事象）事例を調査研究し、隨時又は前項の教育に併せて乗組員に周知徹底を図るものとする。

(訓練)

第50条 安全統括管理者及び運航管理者は、経営トップの支援を得て関係者とともに年1回以上事故処理に関する訓練を実施しなければならない。訓練は、全社的体制で処理する規模の事故を想定した実践的なものとする。

(記録)

第51条 運航管理者は、前2条の教育訓練を行ったときは、その概要を記録簿に記録しておくものとする。

(内部監査及び見直し)

第52条 内部監査を行うものは、経営トップの支援を得て関係者とともに年1回以上船舶及び陸上施設の状況並びに安全管理規程の遵守状況の他、安全マネジメント態勢全般にわたり内部監査を行うものとし、船舶の監査は停泊中及び航海中に船舶について行うものとする。さらに、重大な事故が発生した場合にはすみやかに実施する。

- 2 内部監査にあたっては、経営トップは、その重要性を社内に周知徹底する。
- 3 内部監査を行うに際し、安全マネジメント態勢の機能全般に関し見直しを行い、改善の必要性、実施時期について評価し、改善に向け作業する。
- 4 内部監査及び見直しを行ったときは、その内容を記録する。
- 5 内部監査を行うものは、安全統括管理者及び運航管理者等が業務の監査を行うほか、特に陸上側の安全マネジメント態勢については、監査の客観性を確保するため当該業務に従事していない者が監査を行う。

第15章 雜則

(安全管理規程の備付け等)

第53条 安全統括管理者及び運航管理者は、それぞれの職務に応じ、安全管理規程（運航基準、作業基準、事故処理基準及び地震防災対策基準を含む。）及び運航基準図を船舶、営業所その他必要と認められる場所に容易に閲覧できるように備え付けなければならない。

2 安全マネジメント態勢を確立し、実施し、維持するために、それぞれの職務に関し作成した各種文書はそれぞれの職務に応じ適切に管理する。

(情報伝達)

第54条 安全統括管理者は、パソコン、社内 LAN 等活用した輸送の安全の確保に関する情報データベース化を行うとともに、容易なアクセス手段を用意する。

2 輸送の安全に係る運航・整備等輸送サービスの実施に直接携わる部門が現場の顕在的課題、潜在的課題等を、経営トップへ直接上申する手段（目安箱、社内メール）等を用意する。

3 安全統括管理者は、前項の上申又はその手段他により安全にかかる意見等の把握に努め、その検討、実現反映状況について社内へ周知する。

4 安全統括管理者は、輸送の安全を確保するために講じた措置を適宜の方法により外部に公表しなければならない。また、輸送の安全にかかる情報を適時、外部に対して公表する。

附則

運航基準

平成 18 年 12 月 21 日

目次

第 1 章 目的 ······ 1

第 2 章 運航の可否判断 ······ 1

第 3 章 船舶の航行 ······ 2

第1章 目的

(目的)

第1条 この基準は、安全管理規程に基づき、同規程表題に掲げる各航路の船舶の運航に関する基準を明確にし、もって航海の安全を確保することを目的とする。

第2章 運航の可否判断

(発航の可否判断)

第2条 船長は、発航前に運航の可否判断を行い発航地港内の気象・海象が次に掲げる条件の一に達していると認められるときは、発航を中止しなければならない。但し、レーダーを設備船舶は、船首見張員及びレーダー監視員を配置し減速して航行する場合は 400m以下とすることができる。

風速 15m/s 以上	波高 1.0m 以上	視程 500m 以下
-------------	------------	------------

2 船長は、発航前において、航行中に遭遇する気象・海象（視程を除く）が次に掲げる条件の一に達するおそれがあると認めるときは、発航を中止しなければならない。

風速 15m/s 以上	波高 1.5m 以上
-------------	------------

3 船長は、前2項の規定に基づき発航の中止を決定したときは、旅客の下船、保船措置その他の適切な措置をとらなければならない。

(基準航行の可否判断等)

第3条 船長は、基準航行を継続した場合、船体の動搖等により安全な航行が困難となるおそれがあると認めるときは、基準航行を中止し、減速、適宜の変針等の適切な措置をとらなければならない。

2 前項に掲げる事態が発生するおそれのあるおおよその海上模様は、次に掲げるとおりである。

風速	波浪
12m/s 以上 (船首尾方向の風を除く)	波高 1.2m 以上

3 船長は、航行中、周囲の気象・海象（視程を除く）が次に掲げる条件の一に達するおそれがあると認めるときは、目的港への航行の継続を中止し、反転、避泊又は臨時寄港の措置をとらなければならない。但し、基準航路変更により目的港への安全な航行の継続が可能と判断されるときは、この限りではない。

風速 15m 以上	波高 1.5m 以上
-----------	------------

4 船長は、航行中、周囲の視程が次に掲げる条件に達したと認めるときは、基準航行を中止し、当直体制の強化及びレーダーの有効活用を図るとともにその時の状況に適した安全な速力とし、状況に応じて停止又は航路外錨泊の措置をとらなければならない。

視程 500m以下

但し、レーダーを設備する船舶は、船首見張員及びレーダー監視員を配置し、減速して航行する場合は、視程 400m以下とすることができる。

(入港の可否判断)

第4条 船長は入港予定地港内の気象・海象が次に掲げる条件の一に達していると認めるときは、入港を中止し、適宜の海域での錨泊、抜港、臨時寄港その他の適切な措置をとらなければならない。

風速 15m以上	波高 1.0m以上	視程 500m以下
----------	-----------	-----------

但し、レーダーを設備する船舶は、船首見張員及びレーダー監視員を配置し、減速して航行する場合は、視程 400m以下とすることができる。

(運航の可否判断の記録)

第4条の2 運航管理者及び船長は、運航の可否判断、運航中止の措置及び協議内容を運航可否判断記録簿に記録するものとする。運航中止基準に達した又は達するおそれがあった場合における運航継続の措置については、判断理由を記録すること。記録は適宜まとめて記載してもよい。

第3章 船舶の航行

(航海当直配置等)

第5条 船長は、運航管理者と協議して次の配置を定めておくものとする。変更する場合も同様とする。

- (1) 出入港配置
- (2) 通常航海当直配置
- (3) 狹視界航海当直配置
- (4) 荒天航海当直配置

(運航基準図)

第6条 運航基準に記載すべき事項は、次のとおりとする。なお、運航管理者は、当該事項のうち必要と認める事項について運航基準図の分図、別表等を作成して運航の参考に資するものとする。

- (1) 起点、終点及び寄港地の位置並びにこれらの相互間の距離
- (2) 航路経路（針路、変針路、基準経路の名称等）
- (3) 標準運航時刻（起点、終点及び寄港地の発着時刻並びに主要地点通過時刻）

- (4) 通航船舶、漁船等により、通常、船舶がふくそうする海域
 - (5) 船長が運航管理者と連絡を取るべき地点
 - (6) 航行経路付近に存在する浅瀬、岩礁等航行の障害となる者の位置
 - (7) その他航行の安全確保するために必要な事項
- (基準路)

第7条 基準経路は、運航基準図に記載のとおり、常用基準経路とする。

(速力基準等)

第8条 速力基準は、次のとおりとする。

(旅客船)

船名	速力区分	速力(ノット)	毎分機関回転数(rpm)
やしま丸	微速	5.0	600
	半速	9.0	1300
	航海速力	13.0	1650
ファンタジー	最微速	4.1	583
	微速	5.0	730
	半速	9.8	1460
	航海速力	11.0	1638

2 船長は、速力基準表を船橋内及び機関室の操作する位置から見やすい場所に掲示しなければならない。

3 船長は、旋回性能、惰力等を記載した操縦性能表を船橋に備え付けておかなければならぬ。
(入港時の操作)

第9条 船長は、別紙「操船マニュアル」に従って操船を行わなければならない。

(通常連絡等)

第10条 船長は、基準経路上の次の地点を通過したときは、運航管理者宛に次の事項を連絡しなければならない。

(1) 中間地点。但し、1時間未満の運航及び浦の浜、気仙沼間には適用しない。

(2) 連絡事項

- 1 通過地点名
 - 2 通過時刻
 - 3 天候、風向、風速、波浪、視程の状況
 - 4 その他入港予定時刻等運航管理上必要と認める事項
- 2 運航管理者は、航行に関する安全情報等船長に連絡すべき事項が生じた場合は、その都度速やかに連絡するものとする。

(連絡方法)

第11条 船長と運航管理者又は運航管理補助者との連絡は、次の方法による。

区分	連絡先	連絡方法
通常及び緊急の場合	本社又は気仙沼営業所	VHF 無線又は携帯電話

(機器点検)

第12条 船長は入港着岸前に、操船マニュアルに従い機関の後進テスト等の点検を実施する。

一日何度も入出港を繰り返す場合も同様である。

作業基準

平成18年12月21日

目次

第1章 目的 · · · · · 1

第2章 作業体制 · · · · · 1

第3章 危険物等の取扱い · · · · 1

第4章 乗下船作業等 · · · · 1

第5章 旅客の遵守事項等の周知 · · 2

第1章 目的

(目的)

第1条 この基準は、安全管理規程に基づき、同規程表題に掲げる各航路の作業に関する基準を明確にし、以て輸送に関連する作業の安全を確保することを目的とする。

第2章 作業体制

(作業体制)

第2条 船長は、船内作業員を指揮して、船舶上及び陸上における乗下船する旅客の誘導、離着外維持における諸作業を実施する。

第3章 危険物等の取扱い

(危険物等の取扱い)

第3条 危険物の取扱いは、運航管理者の指示に従い、危険物船舶運送及び貯蔵規則等関係法令に定めるところにより行うものとする。

- 2 刀剣、銃器、兵器その他旅客の安全を害するおそれのある物品の取扱については運航管理者の指示に従い、運送を拒絶するか又は一定の条件を付けて運送を引き受けるものとする。但し、原則として船室に持ち込むことは拒絶しなければならない。
- 3 運航管理補助者又は船内作業指揮者は、旅客の手荷物及び小荷物、その他の物品が前2項の危険物等に該当するおそれがあると認めるとときは、運航管理者又は船長の指示を受けて運送申込人の立会いのもとに点検し必要な措置を講ずるものとする。
- 4 船長及び運航管理補助者は、前3項の措置を講じたときは、その状況を運航管理者に報告するものとする。

第4章 乗下船作業

(乗船作業)

第4条 旅客の乗船は、原則とし離岸20分前（交通船は15分前）から乗船作業を開始する。

- 2 異なる20分前（交通船は15分前）になったときは、船内作業員は、舷門を開放し、旅客の乗船を開始する。

3 船内作業指揮者は、乗船旅客数（無料幼児を含む）を把握し、旅客定員を超えないことを確認して船長に報告する。

4 船長は、無線電話を使用し、乗船旅客数を運航管理者に連絡するものとする。

（離岸作業）

第5条 船内作業員は、旅客の乗船が完了したときは、その旨を船長に報告し、船長の指示により迅速に離岸作業を行う。

（着岸作業）

第6条 船内作業員は、船長の指示により迅速、確実に係留作業を実施する。

（係留中の保安）

第7条 船長又は運航管理補助者は、係留中、旅客の安全に支障のないよう係留方法、「タラップ」または「歩み板」等の保安に十分留意する。

第8条 船長は、船体が完全に着岸したことを確認したときは、船内作業員に合図する

2 船内作業員は、タラップ又は歩み板を架設し、架設完了を確認した後、旅客を誘導して下船させ、下船完了後、舷門を閉鎖し、船長に報告する。

第5章 旅客の遵守事項等の周知

（乗船待ち旅客に対する遵守事項等の周知）

第9条 運航管理者は、発着場所等の見えやすい場所に旅客の遵守すべき事項を掲載しなければならない。

（遵守事項等の掲示例）

(1) 旅客は、乗下船口及び船内においては係員の誘導に従うこと。

(2) 船内においては、乗船中の者に危害を加えるような行為又は迷惑をかける行為をしないこと。

(3) その他旅客の安全に関して旅客に周知すべき事項。

第10条 船長は、船内の旅客が見えやすい場所に次の事項を掲示しなければならない。

(1) 旅客の禁止事項

(2) 救命胴衣の格納場所及び着用方法

(3) 非常の際の避難要領（非常信号、避難経路等）

(4) 病気、盗難等が発生した場合の乗組員への通報

(5) 下船及び非常の際には係員の指示に従うこと。

第11条 船長は救命胴衣の着用に関し、旅客に対し以下の措置を講じなければならない。

(1) 気象・海象の悪化等、利用者の安全確保のため必要と判断される場合は救命胴衣を着用させること。

事 故 処 理 基 準

平成18年12月21日

目次

第1章 総則 ······ 1

第2章 事故発生時の通報 ······ 1

第3章 事故の処理等 ······ 3

(事故処理基準)

第1章 総 則

(目的)

第1条 この基準は、安全管理規程に基づき、当社の運航中の船舶に係る事故等の処理に関し、安全管理規定の運用上の基準を明確にすることにより、事故等処理を迅速かつ適切に実施し、人命の安全の確保と損害の局限を図るとともに、事故等の原因等を究明し、将来の船舶の運航の安全に資することを目的とする。

(事故等の範囲)

第2条 この基準において、「事故」とは当社の運航中の船舶に係る(1)～(4)に掲げる事故をいい、「事故等」とは事故及び(5)の事態(以下「インシデント」という)をいう。

- (1) 旅客、乗客員又はその他の乗船者の死亡、行方不明、負傷若しくは疾病又はその他の人身事故(以下「人身事故」という。)
- (2) 衝突、乗揚げ、火災、浸水、漂流、行方不明、機関停止等重大な機関故障又はその他の救助を必要とする船舶の海難事故
- (3) 航路の障害、港湾施設の損傷又は荒天等による運航の阻害
- (4) 強取(乗っ取り)、殺人、傷害又は暴行・脅迫等の不法行為による運航の阻害
- (5) 前記(1)～(3)の事象に至るおそれの大きかった事態

(軽微な事故への準備)

第3条 本事故処理基準は、必要に応じ、前条に定める事故以外に当社の運航中の船舶に係る事故に準用するものとする。

第2章 事故発生時の通報

(非常連絡)

第4条 船長は、事故の状況を運航管理者に報告する場合は速報を旨とし判明したものから逐次追放することにより次条の項目を網羅するよう心掛けなければならない。

2 運航管理者は事故が発生したときは、速やかに、事故の状況について判明したものから逐次電話(FAXを含む)又は口頭で運輸局等に報告するものとし、インシデントが発生したときは、遅滞なく、その状況を運輸局等に報告するものとする。非常連絡事項を記載した報告様式(FAX用紙)を船舶及び事務所に備えおくものとする。

3 「非常連絡表」は、原則として、別表によるものとする。但し、事故の内容によっては運航管理者の判断で運輸局等及び海上保安部等を除き連絡すべき範囲を限定することができる。

(非常連絡事項)

第5条 事故等が発生した場合の連絡は、原則として次の区分により行うものとする。

(1) 全事故等に共通する事項

- 1 船名 2 日時 3 場所 4 事故の種類 5 死傷者の有無
- 6 救助者の要否 7 当時の気象・海象

(2) 事故の態様による事項

事故の種類	連絡事項
a 衝突事故	<ul style="list-style-type: none"> ① 衝突の状況（衝突時の両船の針路、速力等又は岸壁等への接近状況） ② 船体、機器の損傷状況 ③ 浸水の有無（あるときはd項） ④ 流出油の有無（あるときはその程度及び防除措置） ⑤ 自力航行の可否 ⑥ 相手船の船種、船名、総トン数、(用)船主・船長名（できれば住所、連絡先）――船舶衝突の場合 ⑦ 相手船の状況（船体損傷の状況、死傷者の有無、救助の要否等）――船舶衝突の場合
b 乗り上げ事故	<ul style="list-style-type: none"> ① 乗揚げの状況（乗揚げ時の針路・速力、海底との接触箇所、船体傾斜吃水の変化、陸岸との関係等） ② 船体周囲の水深、低質及び付近の状況 ③ 潮汐の状況、船体に及ぼす風潮、波浪の影響 ④ 船体、機器の損傷状況 ⑤ 浸水の有無（あるときはd項） ⑥ 離礁の見通し及び陸上からの救助の可否 ⑦ 流出油の有無（あるときはその程度及び防除措置）
c 火災事故	<ul style="list-style-type: none"> ① 出火場所及び火災の状況 ② 出火原因 ③ 船体、機器の損傷状況 ④ 消火作業の状況 ⑤ 消火の見通し
d 浸水事故	<ul style="list-style-type: none"> ① 浸水箇所及び浸水の原因 ② 浸水量及びその増減の程度 ③ 船体、機器の損傷状況 ④ 浸水防止作業の状況 ⑤ 船体に及ぼす風浪の影響 ⑥ 浸水防止の見通し ⑦ 流出油の有無（あるときはその程度及び防除措置）

e	強取、殺人、傷害、暴行等の不法行為	① 事件の種類 ② 事故発生の端緒及び経緯 ③ 被害者の指名、被害状況等 ④ 被害者的人数、氏名等 ⑤ 被疑者が凶器を所持している場合はその種類、数量等 ⑥ 措置状況等
f	人身事故（行方不明を除く）	① 事故の発生状況 ② 死傷者数又は疾病者数 ③ 発生原因 ④ 負傷又は疾病的程度 ⑤ 応急手当の状況 ⑥ 緊急下船の必要の有無
g	旅客、乗客員等の行方不明	① 行方不明が判明した日時及び場所 ② 行方不明の日時、場所及び理由（推定） ③ 行方不明者の氏名等 ④ 行方不明者の遺品等
h	その他の事故	① 事故の状況 ② 事故の原因 ③ 措置の状況
i	インシデント	① インシデントの状況 ② インシデントの原因 ③ 措置状況

第3章 事故の処理等

（船長のとるべき措置）

第6条 事故が発生したときは、旅客の安全、船体の保全のため船長が講ずべき必要な措置はおむね次のとおりである。

（1）海難事故の場合

- 1 損傷状況の把握及び事故局限の可否の検討
- 2 人身事故に対する早急な救護
- 3 連絡方法の確立（船内及び船外）
- 4 旅客への正確な情報の周知及び状況に即した適切な旅客の誘導
- 5 二次災害及び被害拡大を防止するための適切な作業の実施

(2) 不法事件の場合

- 1 被害者に対する早急な救護
- 2 不法行為者の隔離又は監視
- 3 旅客に対する現状及び措置状況の周知と旅客の軽率な行為の禁止
- 4 不法行為が継続している場合、中止を求める不法行為者への説得

(運航管理者のとるべき措置)

第7条 運航管理者は、連絡無しに入港が異常に遅延している場合は、遅延なく船舶の動静把握のために必要な措置を講じなければならない。

2 運航管理者は、前項の措置を講じたにもかかわらず船舶の動静を把握できないときは、直ちに関係海上保安署等に連絡するとともに第4条の3(非常連絡表)に従って関係者に通報しなければならない。

3 事故発生を知ったとき又は船舶の動静が把握できないときに運航管理者がとるべき必要な措置はおおむね次のとおりである。

- (1) 事故の実態把握及び救難に必要な情報の収集及び分析
- (2) 海上保安署への救助要請
- (3) 行方不明者の捜索又は本船の救助のための捜索船又は救助船の手配
- (4) 必要人員の派遣及び必要物資の補給等
- (5) 船長に対する必要事項の連絡及び助言
- (6) 医師、病院、宿舎の手配等の旅客の救護のための措置
- (7) 乗船客の氏名の確認及び連絡先への通知

(事故処理組織)

第8条 事故処理の組織、編成及び職務は次表のとおりとする。

事故処理組織表

	職務
経営トップ	総指揮
安全統括管理者 運航管理者	総指揮補佐又は総指揮
救護対策班 班長 取締役 班員 取締役 取締役	事故の事態の把握、事故関係情報の収集、船舶及び関係機関との連絡、救難の実施その他救難に必要な事項に関する事。

旅客対策班 班長 取締役 班員 取締役 取締役	旅客及び被害者の把握、被害者の救援、欠航便の旅客処理その他旅客対策に関するこ
庶務対策班 班長 取締役 班員 取締役 取締役	被害者の近親者への連絡及び世話、報道関係者の応対（発表を除く）救援関係物資の調達・補給・その他庶務に関するこ

（医療救護の連絡等）

第 9 条 船長は、船内に医療救護を必要とする事態が発生したときは、乗船者に医師がいる場合にはその医師の協力を要請することとし、不在の場合は別表「非常連絡表」により最寄りの医師と連絡をとり、その指示のもとに適切な措置を講じなければならない。

（現場の保存）

第 10 条 船長及び運航管理者は、事故の処理後関係海上保安署等と連絡をとりつつ、運航に支障のない限り事故原因の調査を行うとともに、事故の捜査の対象となる場所及び物品の保存に努めなければならない。

地震防災対策基準

平成 18 年 12 月 21 日

大島汽船株式会社

目次

第1章	総則	· · · · ·
第2章	防災体制及び情報伝達	· · · · ·
第3章	点検及び整備	· · · · ·
第4章	船舶の運航中止及び避難	· · · · ·
第5章	教育、訓練の広報	· · · · ·

平成 27 年 2 月 20 日改定

令和 6 年 4 月改定中

津波避難マニュアル

大島汽船株式会社

平成 27 年 5 月制定

津波避難マニュアル

目次

1. 津波避難マニュアル原則	・ ・ ・ 1
2. 情報伝達経路	
・ 営業時間内の情報伝達経路	・ ・ ・ 2
・ 営業時間外の情報伝達経路	・ ・ ・ 3
3 津波避難訓練の実施について	・ ・ ・ 3
4. 判断基準	
・ 船舶の判断基準	・ ・ ・ 4
・ 事務所の判断基準	・ ・ ・ 5
5. 情報提供	
・ 陸上社員の対応	・ ・ ・ 6
・ 船員の対応	・ ・ ・ 7
6. 地震津波に関する収集源	・ ・ ・ 8
7. 非常連絡表	・ ・ ・ 10
①気仙沼内湾防災マップ	・ ・ ・ 11
②南気仙沼地区防災マップ	
③大島地区津波避難計画	
8. 緊急持ち出し品チェック表	・ ・ ・ 12
・ 乗客リスト表	

1. 津波避難マニュアル原則

地震が発生（津波の可能性）した場合、船長は情報収集しつつ
浦ノ浜港もしくは気仙沼港のいずれか近い港に全速力で航行する。
津波警報が発令された場合は旅客と共に津波指定避難場所（高台）
へ避難する。（その他地震防災対策基準による）

津波警報以上が発令された場合

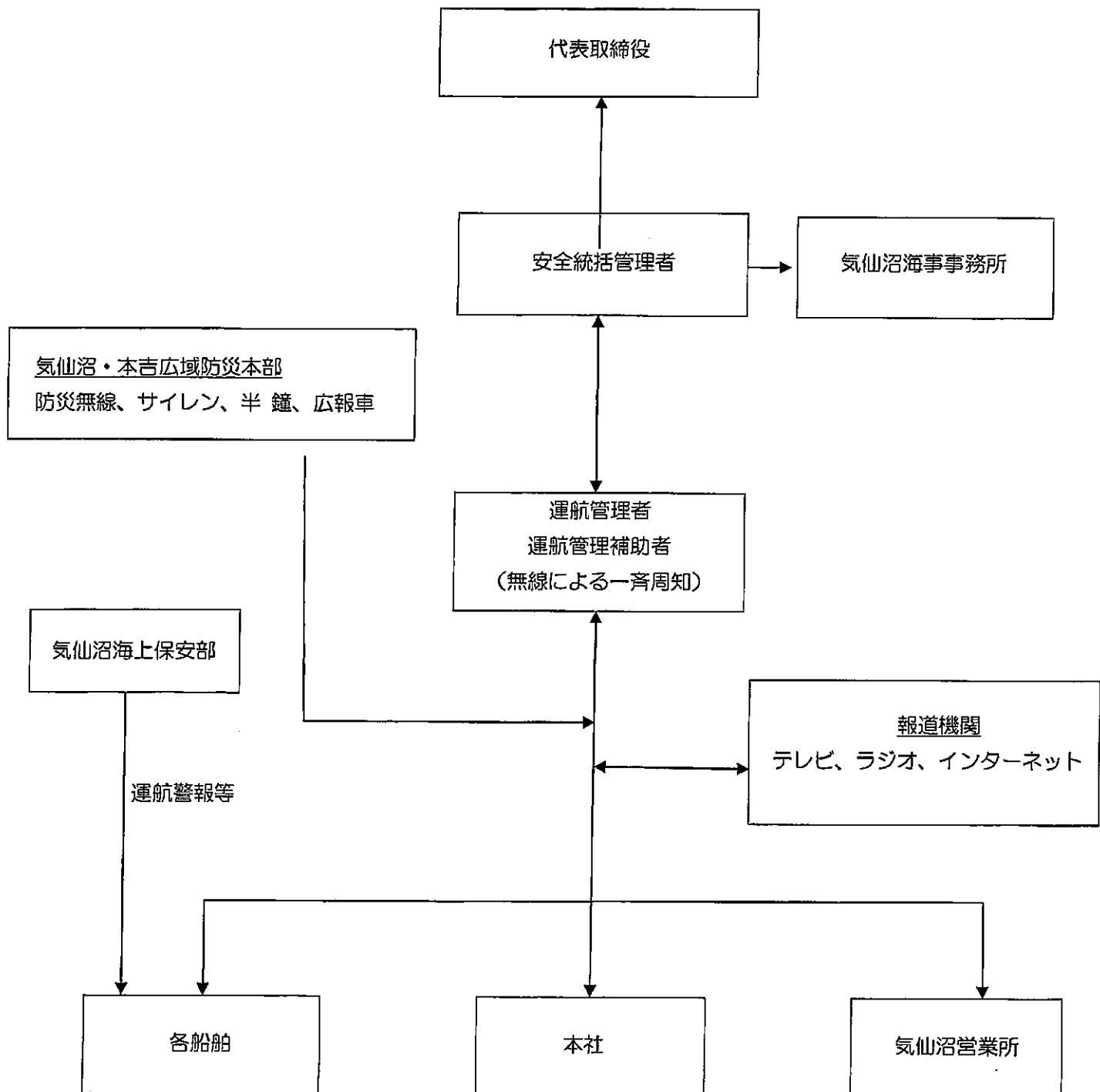
- 陸上職員は旅客の安全確保を最優先とする。
緊急持ち出し品をもって、旅客と一緒に迅速に津波指定避難場所へ
避難誘導する。
- 船長は着岸して津波到着時間まで 20 分以上の時間がある場合は、船を
係船して旅客と一緒に迅速に津波指定避難場所へ避難誘導する。津波到
着時間まで 20 分未満の場合は、着岸した状態で旅客と共に迅速に津波
指定避難場所へ避難誘導する。

2. 情報伝達経路

営業時間内の情報伝達経路

◎ 情報共有

運航管理者もしくは運航管理補助者は津波情報を入手した場合、直ちに無線機により一斉周知をはかり、各船・各事務所の返答を確認後、避難指示を出す。



営業時間外の情報伝達経路

- ・ 地震・津波情報を入手した場合、以下の判断基準で行動する。
- ・ 津波注意報及び津波警報以上が発令された場合、乗組員および職員は出社せず各自、身の安全を確保。会社からの指示を受けられる状態で待機する。

3. 津波避難訓練の実施について

- ・ 津波避難訓練は年1回以上実施する。

4.

判断基準

船舶の判断基準

① (遊覧船)

- ・船長は気仙沼港もしくは浦の浜港に全速力で向かう。
- ・津波警報が発令された場合は最寄りの避難港へ入港し津波指定避難場所（高台）へ旅客と共に避難する。
 - ・気仙沼港 ————— 気仙沼小学校（指定場所）500m
 - ・浦の浜港 ————— 大島小学校（指定場所）1200m
 - *商港 ————— 国合同庁舎（指定場所）100m

② 運転再開

- ・運転再開には陸上側での避難勧告が解除されていることを確認する。次に調査を目的とした船舶にて実際の航路筋を「潮位の変化」「潮流の速さ」「浮遊物の有無」等を定点海域別項目別に状況把握をする。その調査結果を基に安全統括管理者、運航管理者、各船長との協議を踏まえて安全運航の可否を総合的に判断して運航再開を決定する。また運航再開後も終日、場合によっては発生翌日まで海面変化を十分に注意を払いながら運航する。

事務所の判断基準

① 各事務所は地震津波情報収集し旅客へ放送案内の提供をする。

(TV・ラジオ・インターネットによる情報収集)

② 津波警報以上が発令された場合

・各窓口担当者は旅客（待合室等）に放送案内をする。旅客を事務所前に集合させ、事務所を施錠し旅客と一緒に緊急持ち出し品を持って津波指定避難場所（高台）に向う。

・浦の浜港 ————— 大島小学校（指定場所）1200m

・気仙沼港 ————— 気仙沼小学校（指定場所）500m

5.

情報提供

◎陸上社員の対応（浦の浜港・気仙沼港）

地震発生時

地震発生時は、身体の安全を図るとともに、大きな揺れが収まった後、待合室のお客様に対し、案内放送を行い落下物からの身体防護や屋外への飛び出し禁止等の呼びかけをするとともに、パニックの防止に努める。

【案内放送①】

「緊急情報です。緊急情報です。只今地震が発生しました。お客様は落ち着いて身の安全を図って下さい。」

○地震情報の提供

公共放送等による地震・津波に関する最新情報の収集と旅客への情報提供に努める。
(TV・ラジオ・インターネット等)

【案内放送②】

「お客様にご案内申し上げます。ただ今の地震の震源地は〇〇でマグニチュード〇〇でした。当地区の震度は〇〇でした。余震も心配されますのでご注意ください。情報が入り次第お知らせいたします。」

○津波予想がない場合

公共放送、海上保安部等による津波に関する最新情報の収集と旅客への情報提供に努める。

【案内放送③】

「お客様にご案内申し上げます。ただ今の地震による津波の心配はないようです。しかし余震も想定されますので、ご注意ください。地震情報が入り次第お知らせします。」

○地震情報が入った場合

公共放送、海上保安部等による「大津波警報」または「津波警報」を入手した場合、陸上職員は待合室の旅客に対し、津波情報提供および案内放送を行う。

・津波到達まで 20 分未満の場合

津波到達まで 20 分未満の場合、陸上職員は待合室の旅客に情報提供するとともに緊急持ち出し品を持って旅客と共に指定避難場所に誘導避難する。

【案内放送④】

「お客様にお知らせ致します。先ほどの地震により〇〇時〇〇分、当地方に〇〇メートルの津波警報が発令されました。津波到達まで〇〇分あります。ただ今より切符発券所前に集合してください。指定避難場所まで歩いて〇〇分で行けますので落ち着いて係員の誘導に従ってください。車での避難は渋滞が予想されますので、お車でお越しのお客さまも徒步での避難をお願いします。」

・津波到達まで 20 分以上の場合

津波到達まで 20 分以上ある場合、陸上職員は待合室の旅客に情報提供し避難を促すとともに、緊急持ち出し品を持って旅客と共に指定避難場所に誘導避難する。

【案内放送⑤】

「お客様にお知らせ致します。先ほどの地震により〇〇時〇〇分、当地方に〇〇メートルの津波警報が発令されました。津波到達まで〇〇分ありますので、落ち着いて行動してください。車で避難される方は港付近の地図を渡しますので必要な方は係員に申し出ください。

徒歩で避難される方は係員が案内します、切符売場前まで集合してください。

○津波警報以上が発令された場合は陸上職員は全員避難する。

- ・各窓口担当者は事務所を施錠し旅客と一緒に現金及び緊急持ち出し品を持って避難指定場所に向う。

◎船員の対応

○地震発生時（大きい地震及び長い地震）

運航中、地震発生（大きい又は長い）した場合は、ただちに運航管理者は、当日船長に無線および電話にて連絡を取る。船長は旅客に情報を案内するとともに気仙沼港または浦ノ浜港へ全速力で向う。

津波警報以上が発令された場合は、船長は船内放送を行い気仙沼港または浦ノ浜港へ全速力で向う。着岸後、乗組員は旅客の安全を第一に考え、津波指定避難場所へ旅客と共に迅速に誘導避難する。

【案内放送⑥】

「お客様にお知らせ致します。ただ今当地方に大きな地震が発生しました。津波の心配がありますので、本船は（気仙沼港もしくは浦ノ浜港）へ向け全速力で向います。また情報が入りましたらご案内致しますので安心してご乗船願います。

- A お客様にお知らせ致します。ただ今、当地方に津波注意報が発令されました。着岸後は係員の指示に従って下船願います。
- B お客様にお知らせ致します。ただ今、当地方に（津波警報もしくは大津波警報）が発令されました。津波到着時刻は〇〇時〇〇分です。港に着岸後は係員の指示に従って津波指定避難場所へ移動して頂きますので御協力お願いします。また、車で下船されるお客様は道路の混雑が予想されますのでお車でお越しのお客さまも徒歩での避難をお願いします。
- C お客様にお知らせ致します。先ほどの地震による津波の発生はありませんのでご安心ください。

6.

地震・津波に関する情報収集と情報共有

津波警報・注意報

気象庁は、地震が発生した時には地震の規模や位置をすぐに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、地震が発生してから約3分（一部の地震※については最速2分程度）を目標に、大津波警報、津波警報または津波注意報を、津波予報区単位で発表します。

※日本近海で発生し、緊急地震速報の技術によって精度の良い震源位置やマグニチュードが迅速に求められる地震

この時、予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表します。ただし、地震の規模（マグニチュード）が8を超えるような巨大地震に対しては、精度のよい地震の規模をすぐに求めることができないため、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報・注意報を発表します。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉で発表して、非常事態であることを伝えます。

このように予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合には、その後、地震の規模が精度よく求められた時点で津波警報を更新し、予想される津波の高さも数値で発表します。

津波警報・注意報の種類

種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表 (津波の高さ予想の区分)	巨大地震の 場合の発表	
*大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合。	10m超 (10m < 予想高さ)	巨大	木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれます。
		10m (5m < 予想高さ ≤ 10m)		沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。
		5m (3m < 予想高さ ≤ 5m)		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合。	3m (1m < 予想高さ ≤ 3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生します。人は津波による流れに巻き込まれます。 沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合。	1m (0.2m ≤ 予想高さ ≤ 1m)	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆します。 海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れてください。

- 震源が陸地に近いと津波警報が津波の襲来に間に合わないことがあります。強い揺れや弱くても長い揺れがあったらすぐに避難を開始しましょう。
- 津波の高さを「巨大」と予想する大津波警報が発表された場合は、東日本大震災のような巨大な津波が襲うおそれがあります。直ちにできる限りの避難をしましょう。
- 津波は沿岸の地形等の影響により、局所的に予想より高くなる場合があります。ここなら安心とせず、より高い場所を目指して避難をしましょう。
- 津波は長い時間くり返し襲ってきます。津波警報が解除されるまでは、避難を続けましょう。



で、東北地方太平洋沖地震津波とが可能となるよう定めるものです。

5台(32.0m)、港町

サンマリン氣仙沼ホタル園(18.8m)

双环保育圈(5.9m)

河圖經

九章四分曆

氣仙沼市魚市場(屋上)(9.3m)

気仙沼パークホテル(屋上)(18.4m)

ホテル一景閣(屋上)(19.2m)

幸町住宅(24.8m)

1m2

(株)阿部長商店 氷仙沼フレッシュ(1.0kg)

(株)阿部製商店 梅仙酒食販(15.0m)

、氣仙沼合同序書(屋上)(19.8m)

氣仙沼漁業協同
組合製氷工場
(巖上)(29.3m)

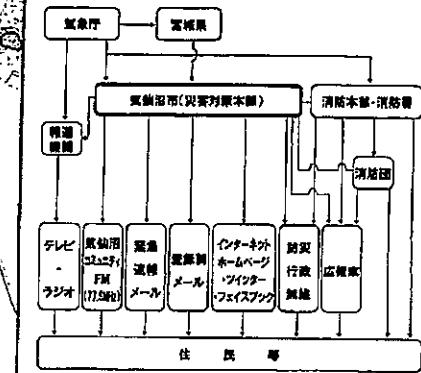
「開設するもの。
生が確保される一時に連體
の。
自宅などの近くの公園や高台
先となる場所
いる施設。運営施設ではない。

————— 标高5m
 ————— 标高10m
 ————— 标高20m
 ······ 地区境界线
 - - - - 建设预定道路
 (工事中)
 ←→ 退避路径

■地区津波避難計画の活用について

- ・このマップは、ワークショップ（H28年度）を通じて地域の皆さんとの意見を反映し、津波からの避難に必要な「避難所」、「緊急避難場所（地域で選んだ「地域避難場所」を含む）」、「東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）の津波浸水区域」などを掲載しています。
 - ・「東日本大震災での避難の教訓」を参考に、身近な「緊急避難場所」に至る安全な避難経路を確認しあいましょう。「想定外」の津波も考慮し、より安全な避難先、避難経路を複数確認することが重要です。
 - ・ご自身、家族はもちろん、ご近所、自治会、学校、企業などの単位でも、いざという時の避難計画を検討しておきましょう。それぞれの単位で話し合った結果は、地域の避難訓練などの様々な機会に地域全体で共有できるようにしましょう。

■災害情報伝達経路



五

213

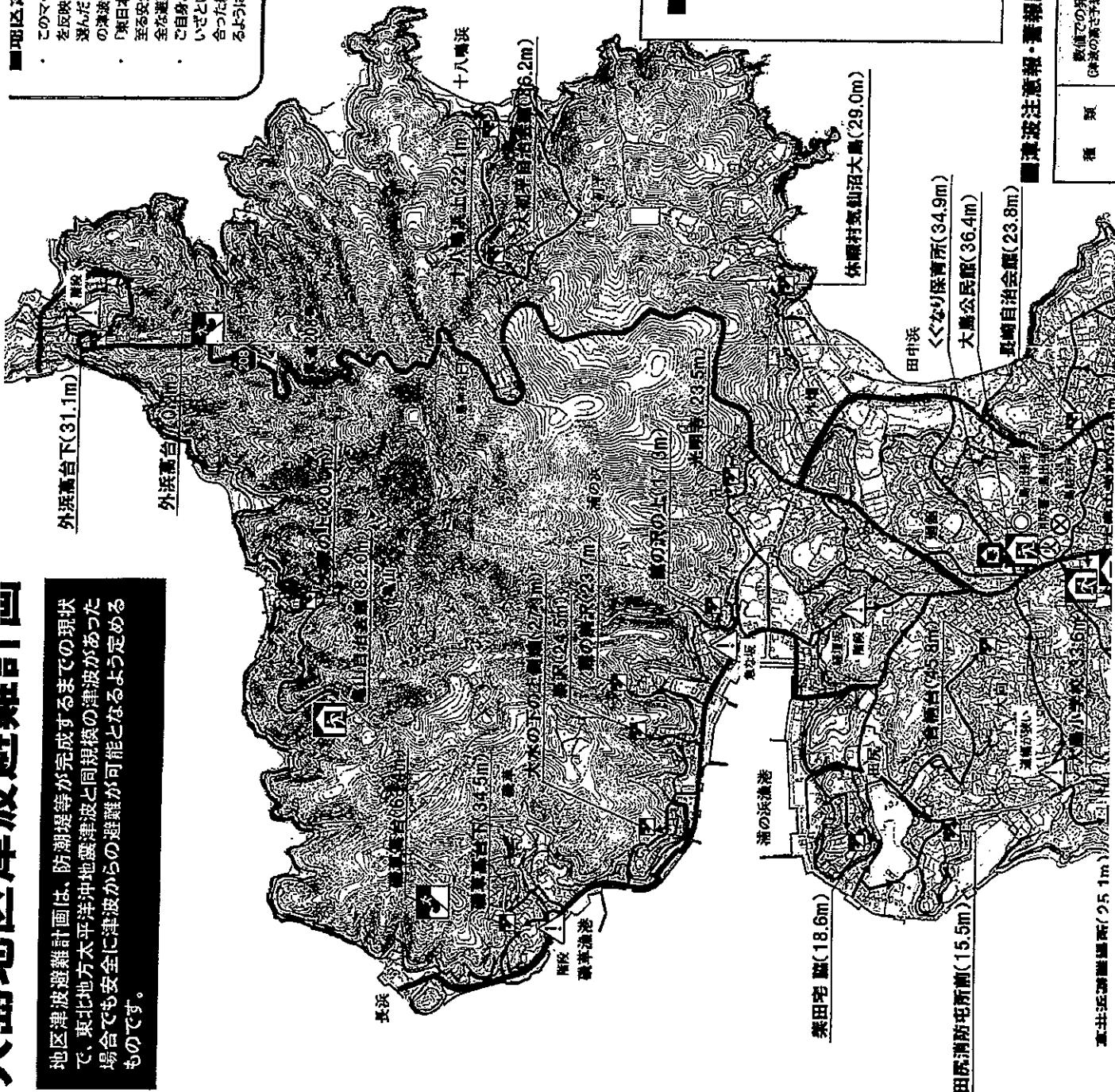
卷之三

-1- 111

発行／平成29年12月
気仙沼市総務部危機管理課
TEL:0226-22-3402

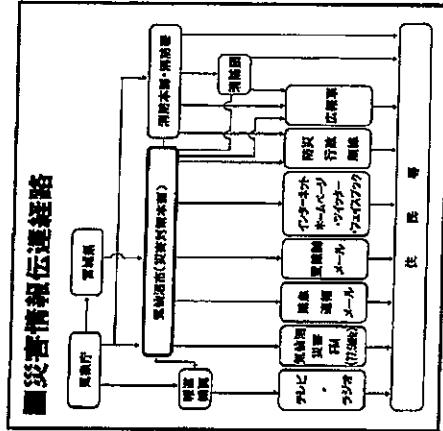
八四 有孚惠心勿

地区津波避難計画には、防潮堤等が完成するまでの現状で、東北地方太平洋沖地震津波と同規模の津波があつた場合でも安全に津波からの避難が可能となるよう定めるものです。



第三章 國際化政策

- このマップは、ワーキンググループ（W27年度）を通じて地域の皆さんの意見を反映し、津波からの避難に必要な「避難所」、「緊急避難場所（地域で運んだ地域避難場所を含む）」、「東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）の津波浸水区域」などを掲載しています。
 - 「東日本大震災での避難の教訓」を参考に、身近な「緊急避難場所」に至る安全な避難経路を確認しましょう。「想定外」の津波も考慮し、より安全な避難先、避難経路を検討することが重要です。
 - ご自身、家族はもちろん、ご近所、自治会、学校、企業などの単位でも、いざという時の避難計画を検討しておきましょう。それぞれの単位で話し合った結果は、地域の避難計画などの様々な機会に地域全体で共有できることを目指します。



■東日本大震災の避難の教訓と避難の心得

過去の溝通経験にとらわれず[著者]

- 過去の派遣経験にどうられず、大きな懼れ、津波警報・注釈欄が出たら迷わず「本先送達」「声かけ」

情報待ちにによる遅延が遅れ

- ⇒ 情報収集よりも、「率先選舉」「声かけ」

非常持出の準備、運送前に必ず人を導入しておけ

- 避難行動要支援者と避難支援者の迷子が遅れ、
→ 家族や近所で「支援ルール」を決めておく

長崎自消金庫(23.8m)　　■ 海波計測器・音響に付

巨大地震の 場合の発災 場所	サイレント信号 防災組織が立ち替りん本部を立てる
被災 地域 (危険区分)	マグネット子母子

8. 【緊急持ち出し品 チェック表】

品目	確認	品目	確認

*品目は各船・事務所で協議して書き込んでおく。

例・・・パソコン、ヘルメット、笛、ロープ、救命浮環等

	名前	住所	電話番号	状況
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				

付則 2017年 6月 1日 一部改正
付則 2019年 9月 1日 一部改正
付則 2021年 4月 12日 非常連絡表改定
付則 2021年 11月 15日 非常連絡表改定
付則 2023年 4月 1日 非常連絡表改定、情報伝達経路改定、判断基準改定
事務所判断改定、防災マップ改定